

質問番号	分類	質問	回答
1	対象	どのような業種を対象とするのか？	飲食業の営業許可を取得しているところを対象とします。ただし、宅配専門店、テイクアウト専門店、キッチンカー等のその場で飲食することを主たる目的とした設備を有さない事業者は対象外です。なお、宿泊施設の飲食提供スペース等については対象になります。
2	対象	なぜ飲食店だけが対象なのか？	飲食の場では、マスクを外す機会が多くなり、飛沫等による感染リスクが他と比べると比較的高いと考えられているため、飲食店等を対象としました。
3	対象	なぜデリバリー専門の飲食店、キッチンカーは対象外なのか？	本認証制度の審査項目が飲食の場を提供していることを前提としたものですので、デリバリー専門の飲食店やキッチンカーは、基本的にその場で飲食スペースを提供していないため対象外としています。
4	対象	申請の単位は店舗ごとか？	店舗ごとに申請をお願いします。
5	申請書	申請書類はどこで入手できるのか？ また、どのように申請するのか？	直接申し込みできるホームページを用意しています。GOOGLEなどの検索サイトで「みえ安心」などで検索いただくと検出されます。 紙の申請書類は、各地域の商工会・商工会議所、保健所に置かせていただいておりますので、お立ち寄りください。 また、県のホームページから申請書類をプリントアウトしていただくこともできます。 パソコン・スマホがお手元になく、お近くに保健所などない場合は、以下の住所に封書（「みえ安心おもてなし施設認証制度」申請書の請求であることを明記し、必ず返信先の住所を記載し、切手（長3封筒の場合94円分）を貼った返信用封筒を同封してください）で、申請書を請求していただくことも可能です。 請求先 〒514-0006 三重県庁内郵便局 局留 みえ安心おもてなし施設認証制度事務局 ※メールでの提出はできません。 ※新型コロナウイルス感染症予防の観点から持参はご遠慮ください。
6	現地確認	現地確認はどのように行うのか？	申請に基づき、調査員が事前に電話等でアポイントを取ったうえで訪問します。
7	現地確認	現地確認にかかる時間は？	店舗の大きさなどにもよりますが、1店舗当たり1時間程度の見込みです。
8	現地確認	いきなり現地確認に来られる場合があるのか？	申請に基づく現地確認の場合はアポイントを取ったうえで行いますが、利用者からの通報があった場合の現地確認についてはアポなしで伺う場合があります。
9	感染者の発生	認証後に従業員や利用者に感染者が発生した場合は認証はどうなるのか？	認証の効力が一時停止されます。また、確認の結果、その原因が感染予防対策を怠ったことや事業者、従業員の故意若しくは過失によることが明らかになった場合など認証が取消される場合があります。
10	感染者の発生	認証後に従業員や利用者に感染者が発生し、認証の効力が停止した場合、その後は認証を受けることはできないのか？	感染者発生の原因が予防対策を怠ったことや、従業員の故意または過失でないことがわかり、認証施設での感染拡大の危険がなくなったと判断できた場合、県に申し出ていただくことで、認証マークの利用、「みえ安心おもてなし施設認証施設」の名称を使用することができます。